

第2回加古川市人権教育啓発推進審議会 議事録概要

会議名称	平成28年度 第2回加古川市人権教育啓発推進審議会
開催日時	平成28年9月12日(月) 午後2時00分から午後3時15分
開催場所	加古川市人権文化センター 大ホール
出席者	<p>&lt;委員&gt;</p> <p>石元 清英会長、岸本 敏和副会長、本多 彩委員、松本 一成委員、馬田 寿雄委員、草水 敏委員、大西 武美委員、藤本 堯委員、高松 朋子委員、藤井 一郎委員、塊原 沙里委員</p> <p>&lt;事務局&gt;</p> <p>松本市民部長、佐藤人権施策担当部長、田中市民部次長、西田人権施策推進課長、末澤人権教育・啓発担当課長、岡田人権施策推進課副課長、福井教育・研修担当副課長、石澤総務係長、小林計画担当係長</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>・市民意識調査の内容について</p> <p>3 閉会</p>
配布資料	<p>1 加古川市人権教育啓発推進審議会(第2回)次第</p> <p>2 「加古川市人権に関する市民意識調査票」調査票修正案に対する意見</p> <p>3 「加古川市人権に関する市民意識調査」調査票修正案</p> <p>4 「市民意識調査の第1回審議会案からの変更点等まとめ」及び別表1</p> <p>5 「人権教育啓発推進審議会」の設置について</p> <p>6 第1回議事録概要</p>
傍聴者	0人

内 容	
	<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 議事 市民意識調査の内容について</b></p>
(会長)	<p>本日の議事の「市民意識調査の内容について」を事務局より説明願います。</p>
(事務局)	<p>&lt;事務局説明&gt;</p> <p>第1回審議会でもいただいたご意見を踏まえた変更点を中心に説明させていただきます。</p> <p>まず、市民意識調査の対象年齢ですが、選挙権年齢の引き下げもあり、対象年齢を18歳に引き下げてはどうかというご意見がありましたが、県や近隣市等では20歳以上での実施が多いことから、分析値の比較等を考慮し、今回の対象年齢については20歳以上とさせていただきます。</p> <p>次に調査票の構成ですが、設問の組み立てについては人権課題ごとにするほうが分かりやすいという意見がありましたが、全体の設問数が増加し、回収率に影響することが懸念されることから、人権課題を組み合わせた構成とさせていただきます。</p> <p>また、設問の形式ですが、複数選択をできるだけ少なくし、択一形式による設問を多くしております。複数選択の場合は、必要数が選択できない場合に回答が止まってしまうことも想定されますので、できるだけ回答しやすくするために、今回の調査では択一形式を多くしております。</p> <p>それから前回調査との比較も可能な構成になっております。</p> <p>続いて、設問の変更等について説明させていただきます。</p> <p>前回の会議の中で出ました変更や削除等の意見を踏まえて、以前からある人権課題に関する設問と比較的新しい人権課題に関する設問に整理して分類しています。</p> <p>それから、今回提示しております修正案に対して、事前に委員の皆さまにご確認をお願いしていましたが、6件のご質問、ご意見がございました。</p> <p>1件目は「民間企業で知的な障がいがある人や精神に障がいのある人の雇用が進まないこと」が人権侵害にあてはまるかという設問について、精神に障がいのある人の症状についてと、身体障害者は含まれないのかという内容のご質問でした。精神に障がいのある人について、雇用に関する厚生労働省の規定では、精神障害者福祉手帳の交付を受けている者、もしくは統合失調症・うつ病またはてんかんにかかっている者で症状が安定し、就労が可能な状態にある者となっております。また、身体障害者については、民間企業の障害者の採用状況では、身体障害者の方が約7割を占めておりますが、知的障害者や精神障害者の雇用、特に精神障害者の雇用がまだまだ少ないことから、今回の設問内容とさせていただきます。</p>

	<p>そのほか5件につきましては、設問の文言についての訂正案をいただいております。</p> <p>また、本日追加で4件のご質問、ご意見をいただいております。</p>
(会長)	<p>前回審議会のご意見を基に市民意識調査の修正案を作りました。</p> <p>まず、「性的な被害を受けた女性に対して、周囲が非難すること」は人権侵害にあてはまるかという設問については、より具体的に「性的な被害を受けた女性に対して、「夜遅くに外出した」、「スキがあった」などと周囲が非難すること」に、「H I V感染を理由に、労働者が解雇されること」は人権侵害にあてはまるかという設問については「H I V感染を理由に、労働者が採用されなかったり解雇されること」に加筆修正するということよろしいですか。</p>
(各委員)	(異議なし)
(会長)	<p>「高齢者の就職が困難であったり、労働条件が低くなること」が人権侵害にあてはまるかという設問で、「能力に関係なく」という文言を入れてみてはどうかというご意見ですが、これは能力が同じであろうと違っていようと関係なくという意味ですか。</p>
(委員)	<p>高齢者の方で非常に能力の高い方もおられるので、そのあたりを度外視してということも含めて、ここに「能力に関係なく」という文言を入れたほうが分かりやすいのではないかという意味です。</p>
(副会長)	<p>労働条件が低くなるという問いかけは疑問に思います。ここでは「人権侵害にあてはまるか」に絞って整理しないと、議事が進まないと思います。</p>
(会長)	<p>この設問は、高齢者の就職が困難であるという現状があり、労働条件が給与の面で低く、それが高齢者の人権侵害にあてはまるのかどうかを問いかけているものです。</p> <p>どうでしょうか。このままでいくということよろしいですか。</p>
(各委員)	(異議なし)
(委員)	<p>「夫が妻に身体的・精神的な暴力をふるうこと」は人権侵害にあてはまるかという設問について、女性から男性へのDVもあるのではないかと思います。</p>
(会長)	<p>D V問題を議論する時に暴力は人権侵害にあてはまるかと聞くと、誰がし</p>

	<p>でも人権侵害にあてはまるという回答になると思います。別の聞き方だと質問として生きてくるような気もしますが、人権侵害にあてはまるかという設問に入れるのは大変難しいため、削除したいと思います。</p>
(各委員)	(異議なし)
(委員)	<p>「非嫡出子が結婚に際して不利益を受けること」は人権侵害にあてはまるかという設問はとても良いと思いますが、人によっては「非嫡出子」と言われても問題の意味が分かりにくいと思います。括弧書きで「未婚の親から生まれた子」としたほうが、問題の意味が多くの人に理解できると思います。</p>
(会長)	<p>「非嫡出子」については、括弧書きで説明を加えます。</p> <p>次に、「児童ポルノを制作することは、児童虐待にあたる」について、あなたはどう思いますかという設問は、9割以上の方が「そう思う」と回答した調査結果もあるので削除し、代わりに「収入の低い家庭の子どもが大学に進学できないのは、やむをえないことだ」という設問を追加しましたが、この設問について、大学だけでなく高校も含めてはというご意見がありました。高校も含めることについてはどうですか。</p>
(委員)	<p>高校進学率は高いので、高校を含める必要はないと思います。</p>
(会長)	<p>では、このままでよろしいですか。</p>
(各委員)	(異議なし)
(会長)	<p>次に、「あなたは、今までに自己的人権が侵害されたと思ったことはありますか」という設問は、「あなたは、ここ5年くらいの間に自己的人権が侵害されたと思ったことはありますか」と期間を限定するということでのよろしいですか。</p>
(各委員)	(異議なし)
(会長)	<p>「子どもが3歳くらいまでは、母親の手で育てるべきだ」という考え方について、あなたはどう思いますかという設問を、「子どもが3歳くらいまでは、母親が育てるべきだ」と修正してはどうかというご意見がありました。それでよろしいですか。</p>
(各委員)	(異議なし)

<p>(会長)</p>	<p>家族に関わる設問で、高齢者の認知症について入れてはというご意見がありました。認知症は深刻な問題で、ストレートに問いかけることは人によっては抵抗がある設問になると思います。設問として作るのは難しいのですが、こういう聞き方をしてはどうかというものがあればご提案いただきたいと思います。</p> <p>次に、「憲法により義務ではなく、「国民の権利」と定められているのはどれだと思いますか」という設問は、憲法についての理解を正しく答えた人とそうでない人を比較すると、正しく答えた人は人権意識が高く、その傾向がはっきりと出るので設問に入れました。</p> <p>そして、「これまでの学校で差別や人権に関する教育について受けたことがありますか」という設問は、教育を受けたことがある人とない人の違いを比較できるので、学校での人権教育の成果の検証にもなります。</p> <p>続いて、「あなたの親類が結婚したいと思っている相手が同和地区の人で、そのことを理由に家族から結婚を反対されていることについて、あなたが相談を受けた場合、あなたならどのような態度を取ると思いますか」という設問を、「結婚相手が同和地区の人であることを理由に、家族から結婚を反対されている親類がいます。あなたがその方から相談を受けた場合、どのような態度を取ると思いますか」と文章構成を変更してはというご意見がありました。それがよろしいですか。</p>
<p>(各委員)</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>(会長)</p>	<p>「ここ5年くらいの中に同和問題に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか」という設問は最近他の自治体でも行っております。それを聞いてどう感じたかについて、「その通りと思った」、「そういう見方もあるのかと思った」という回答を合わせると5割を超える調査結果があります。そこで、加古川市の現状を検証するために設問に入れました。</p> <p>次に、「中学・高校の女子生徒の制服がスカートに限定され、ズボンが認められていないこと」は人権の観点から問題があると思いますかという設問の変更案として「性別によって制服が限定されていること」としてはというご意見をいただいています。設問の意図は、LGBTのT（トランスジェンダー）で、身体で決められた性別に違和感を持つ方が実際におられます。女性という性別に違和感を持つ方が女性の性別の象徴のスカートをはくことはすごく苦痛ですので、典型例のスカートを取り上げたいと思います。設問についてはこのままでいきたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>そして、新たに「国際的にみて、日本が難民の受け入れに消極的であること」、「ヘイト・スピーチに対して法的な罰則が設けられていないこと」、「妊娠した女性に親や夫の親などが、出生前診断を受けるように要求すること」は人権の観点から問題があると思いますかという設問を追加しましたが、よ</p>

	<p>ろしいですか。</p> <p>続いて、「携帯やスマホ、パソコンなどのインターネット上で、下記のような書き込みについてどう思いますか」という設問で、「携帯やスマホ、パソコンなどのインターネット上で、下記のような書き込みや行為についてどう思いますか」と「行為」を加えてはどうかというご意見については、そのように変更したいと思いますが、よろしいですか。</p>
(各委員)	(異議なし)
(会長)	全体を通していかがですか。戻ってもらっても結構です。
(委員)	「憲法により義務ではなく「国民の権利」と定められているのはどれか」という設問で、選択肢に国民投票について等、もう1～2項目入れると、権利か義務か迷いながら回答するので良いと思います。
(会長)	これは全国との比較を考えて全く同じ聞き方にしています。確かにいろいろと工夫をして、市民に対して啓発をするという意味では良いのですが、比較を考えると同じ聞き方にする必要があるので、このままでいきたいと思えます。よろしいですか。
(各委員)	(異議なし)
(委員)	調査対象者に、大まかに職業を聞いてはいけないのでしょうか。
(会長)	個人情報を意識する方が多くなり、職業を聞くと回収率が落ちたりもしますので、最近では職業をあまり聞かないです。ほかに何かありますか。
(委員)	今回の意識調査では、若い人達の意識をできるだけ詳しく知りたいです。そこから今後の課題がおのずと見えてくると思います。
(委員)	対象者は全くランダムに抽出するのですか。男女や年齢はどうですか。
(会長)	加古川市の人口の男女比と年齢別の構成を反映して抽出します。 それでは、この内容で調査票を修正し調査に入っていきたいと思えます。実施と回収はいつ頃になる予定ですか。
(事務局)	市民意識調査の今後のスケジュールですが、本日審議いただいた内容について修正し、10月上旬には郵送で送付する予定です。調査票の回収期間は概ね2週間程度と考えています。回収後、集計・分析作業を行い、次回の審議

会で集計結果についてご審議いただきたいと考えています。

**3 閉会**